

事 務 連 絡
令和8年7月15日

関 係 各 位

宜野湾市スポーツ少年団
団長 伊集 朝彦
(公印省略)

スポーツ少年団の適切な活動について(通知)

平素よりスポーツを通じた子供たちの健全育成にご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、スポーツ少年団の適切な活動につきましては、沖縄県教育委員会「部活動等の在り方に対する方針」及び宜野湾市教育委員会「宜野湾市立学校の部活動等の在り方に関する方針」(以下「当方針」という)が示されております。

当方針は、活動中における暴力・暴言・ハラスメントの根絶、そして子供たちの適切な活動時間等を定めることで、子供たちの心身の健全な成長を図ることを目的に制定されております。

しかしながら、暴力による体罰や暴言、過度な活動時間、オーバーワーク等による子供たちの怪我、家族の時間が取れないなど、当方針に準拠しない活動が行われているとの報告が本市に度々寄せられているところです。

各スポーツ少年団におかれましては、スポーツ少年団の主たる活動目的は「子供たちの健全育成を図ること」であることを今一度ご認識頂き、当方針に準拠した活動をして頂きますよう宜しくお願い致します。

※ 当通知につきましては、監督および指導者、父母会等へもご共有頂きますようお願い申し上げます。

※ 別添「宜野湾市立学校の部活動等の在り方に関する方針(改定版)」参照

以 上